

政府の 物価高対応子育て応援手当

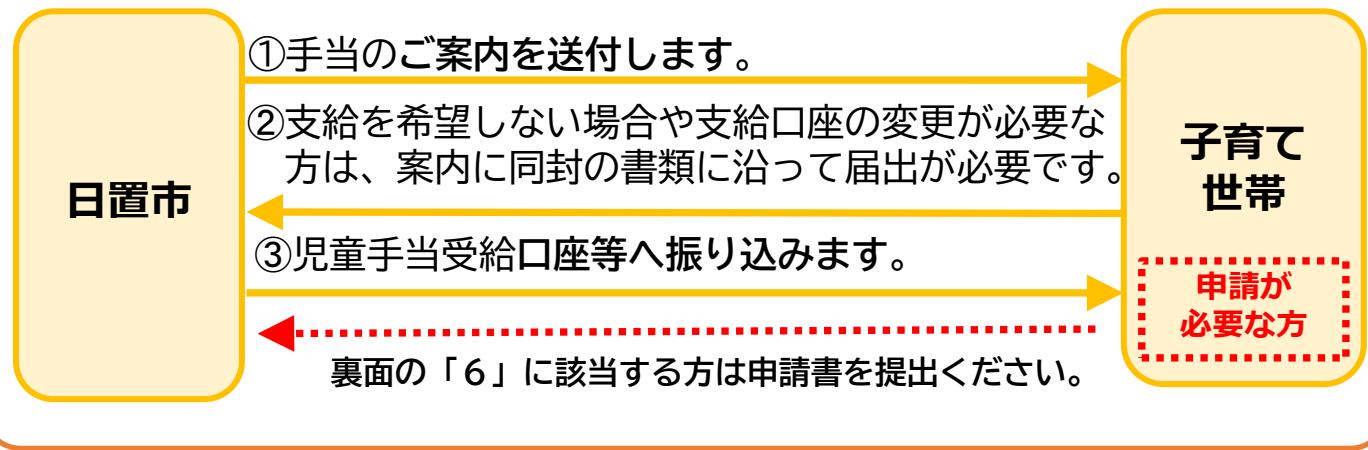
のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方については裏面「6」をご覧ください。



1. 対象の児童は？

(1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童

※令和7年9月に出生した児童については10月分

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. 支給の対象者は？

上記(1)の児童手当受給者

上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. 支給額は？

対象児童1人につき2万円(1回限り)

4. いつもらえるの？【支給時期】

日置市では令和8年2月から順次支給を開始

入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。



裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 支給方法

(1) 児童手当受給者

原則、児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座への振り込み

注) 口座が解約・変更等により振り込みができない場合は支給されませんので

令和8年1月21日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。



6. 申請が必要なのはどんな場合？

次の方は申請が原則必要です。案内文書に同封の申請書を提出してください。

- ・令和7年12月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属先から児童手当を受給している公務員※
※まずは所属先に手続きについてご確認ください
- ・10月1日以降に離婚等（離婚調停中も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどこから支給されるの？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。 ※不明な点は転居前の市町村へご確認ください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（日置市役所）

「物価高対応子育て応援手当」窓口
電話：099-201-3421
(受付時間：平日8:30～17:00)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに日置市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに日置市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。